

豊中市指定介護予防支援事業所の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の20第1項の規定による申請は、指定(許可)申請書(第1号様式)により行なうものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第115条の23の規定による届出は、施行規則第140条の28第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式一変更)により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては廃止(休止・再開)届出書(様式第4号)により、それぞれ行なうものとする。

(指定の更新の届出)

第4条 法第115条の28において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定更新申請書(様式第1号の2)により行なうものとする。

(都道府県等への情報提供)

第5条 市長は、前三条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理又は更新(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (10) 保健師・看護師の氏名及びその免許証の写し
- (11) 社会福祉士の氏名及びその免許証の写し

(公示)

第6条 法第115条の27の規定による公示は、法第115条の27各号の措置にかかる事業所に関する次に掲げる事項について行なうものとする。

- (1) 介護保険事業所番号

- (2) 指定介護予防支援事業所の名称所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日

(実施細目)

第7条 この要綱に規定するもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(指定等を行なうために必要な準備)

第2条 市長は、この要綱の施行日前においても、指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な手続を行なうことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年(2020年)12月17日から施行する。